

概要

審査請求人に残存する障害は障害等級第11級に該当するとして、障害等級第12級とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日〇時〇分頃、出先での業務を終えてタクシーで帰社する途中、後方の車両に追突され腰部を負傷し、加療の結果、平成〇年〇月〇日に症状固定となった。

請求人は、症状固定後に障害が残存するとして、障害補償給付の請求を行ったところ、監督署長は障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人に残存する障害は、障害等級第12級より重いと考えるため。

3 原処分庁の意見

請求人に残存する障害は、主治医が「腰部脊柱管の狭窄による腰部から両下肢にかけての疼痛及び痺れのため、ある程度仕事に差し支える状態である」と述べていること等から、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」（障害等級第12級の12）に該当するものと判断した。

なお、胸腰部の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限されていることについては、主治医が、当該可動域制限は「腰痛に起因するもの」と述べていることから、上記の局所の神経症状として評価すべきものと判断した。

4 審査官の判断

- (1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、せき柱の運動障害、変形障害、及び腰部から両下肢にかけての神経障害であることが認められる。
- (2) せき柱の運動障害については、胸腰部の主要運動である「屈曲・伸展」の可動域が、参考可動域角度の2分の1以下に制限されているが、主治医は、胸腰部の運動障害は腰痛が原因であるとの所見を示しており、疼痛のために運動障害を残すものと判断されるので、神経障害として評価する。
- (3) せき柱の変形障害については、腰部の疼痛等の軽減を図るために、L2からL5の4椎弓について椎弓形成手術が行われており、「3個以上のせき椎について、椎弓切除術等の椎弓形成術を受けたもの」に該当することから、「せき柱に変形を残すもの」として、障害等級第11級の5に該当するものと判断する。
- (4) 腰部から両下肢にかけての神経障害については、主治医は、「MRIにおいて、L2/3、L3/4、L4/5、L5/S1の椎間板が左後方へ突出しており、腰部から両下肢にかけての疼痛及び痺れは残存しており、ある程度仕事に差し支える状態である。」との所見を示しているが、椎弓形成手術は、当該神経障害の軽減を目的に行なわれたものであり、両者は通常派生する関係にあるものと判断されることから、上位等級であるせき柱の変形障害により認定する。
- (5) 以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第11級の5に該当するものと認められる。